

文化的景観保全に係る地域社会の協働に関する分析

Study on collaboration process in community development for the preservation of cultural landscape

熊本大学工学部社会環境工学科

野原 浩大朗

1. はじめに

本研究の目的は、重要文化的景観保全（以下、重文景と略す）を対象として地域社会の協働の構造を可視化し、協働の要件を分析することである。そのために、文化的景観保護制度をまとめ、九州9地区の選定地の概要を整理し、分類した。次に、熊本県内の山都町と天草市の現在までの文化的景観保全活動に着目し、その変遷を整理する。そのうえで、地域社会の各ステークホルダーの協働に対する関係性を示し、行政と地域住民の協働過程について分析した。

2. 重要文化的景観保全の概要

本章では、文化的景観保護制度の整理を行い、九州内の重要文化的景観選定地9地区を対象に、選定地の特徴を整理し、表1に示す。結果として、世界遺産に関係している自治体（平戸市、小値賀町、天草市、佐世保市、五島市）とそれ以外の自治体（日田市、唐津市、山都町、豊後高田市）に分類できることがわかった。

表1 九州内の重要文化的景観選定地

No.	名称	自治体	選定年月日 (答申年月日)	追加選定年月日
1	小龍田焼の里	大分県日田市	平成20年3月28日	平成22年2月22日
2	通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡山都町	平成20年3月28日	平成21年7月23日 平成22年2月22日
3	巖野の棚田	佐賀県唐津市	平成20年7月28日	
4	平戸島の文化的景観	長崎県平戸市	平成22年2月22日	平成22年8月5日
5	田染苅小崎の農村景観	大分県豊後高田市	平成22年8月5日	
6	小値賀諸島の文化的景観	長崎県北松浦郡小値賀町	平成23年2月7日	平成23年9月21日
7	天草市崎津の通村景観	熊本県天草市	平成23年2月7日	
8	佐世保市黒島の水文化の景観	長崎県佐世保市	平成23年9月21日	
9	五島市久島の文化の景観	長崎県五島市	平成23年9月21日	

3. 地域社会の活動に関する比較分析

異なる特徴を有する山都町と天草市の事例を対象地に、2地区の重文景保全に係る地域社会の活動を整理・分析し、協働過程に時代区分を設定した結果を表2に示した。

分析した結果、模索期・導入期には取り組んだきっかけが関係し、調査期には活動の目的が関係していることがわかった。

表 2 対象地の保全活動の整理

年	月	出来事	山都町	天草市
2004年	4月	文化の景観モデル事業開始		模索期
2005年	4月	法律施行		
	6月	山都町豪雨災害		
2006年	1月	「近江八幡の水郷」選定、景観法及び文化の景観規則		
	7月	全国文化の景観地区連絡協議会 発足		
	11月	山都町 文化庁視察	導入期	
	1月	国内の世界遺産登録リストに掲載		
	4月	天草市 世界遺産登録推進部設置		模索期
2007年	7月	天草市 第1回学術検討委員会		
	9月	篠原氏現地視察(山都町)		
	10月	山都町 第1回保全活用委員会		
	1月	山都町第1次選定申出	調査期	導入期
2008年	2月	天草市 地区説明会		
	7月	山都町第1次選定		
	1月	山都町第2次選定申出		
2009年	3月	天草市 文化庁視察、棚田が除外(山都町)		
	7月	山都町第2次選定と3次選定申出		調査期
	11月	「歴史まちづくり法」施行		
	1月	天草市 文化庁視察	協働期	
	3月	山都町 選定記念祝賀会実行委員会 発足		
2010年	7月	天草市1次選定申出		
	9月	亀島トンネル工開始(山都町)		
	10月	天草市 第1回整備管理委員会		
2011年	2月	天草市第1次選定		協働期

4. 重文景保全に係る地域社会の協働過程の分析

本章では、協働の要件を考察した。そのために、保全活動の各ステークホルダーを整理し、4期におけるステークホルダーの関係性を示した。そのうえで、2地区の特徴の違いから協働過程を比較分析した。

4.1 文化的景観保全に係るステークホルダーの抽出

両地区の行政の担当者へのヒアリング調査により、行政内の関係部局、新たに発足したステークホルダー、第3局の専門家が抽出できた。

4.2 時代区分によるステークホルダーの関係性

山都町と天草市に文化的景観保全のステークホルダーの変化より、比較分析を行った。図 1 に 2 地区の現在のステークホルダーを示した。地域住民のステークホルダーに違いがあることがわかった。また、両地区ともに各時代区分が以降すると、新たなステークホルダーが加わっていることがわかった。さらに、多様なステークホルダーを含む委員会が地域社会の協働を促し、連携を創出していることがわかった。

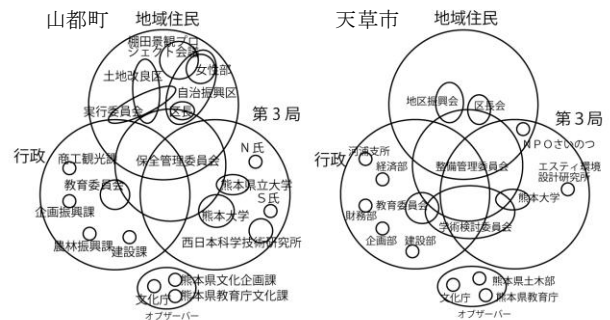


図 1 ステークホルダー関係図

4.3 協働の要件の考察

ステークホルダーの関係性より、行政が設置する委員会は地域社会のステークホルダーの連携を創出しており、地域社会の協働を支えていることから、協働に影響を与える1つの要件である。また、両地区の協働過程より、調査期間に活動の目的が関係していることから、2つ目の要件である。さらに、取り組むきっかけの違いが初期の模索期・導入期の協働体制に影響を及ぼすことから3つ目の要件である。以上の3つの要件が重文景保全の地域社会の協働の要件であることがわかった。

5. おわりに

本研究では、協働の構造を3つの主体を基盤として図示し、その要件として①活動目的、②組織の役割、③活動の変化点、の3つを抽出した。今後は地域社会の詳細な協働過程について分析し、持続的な協働について考察する必要がある。